

○議長（佐々木幸士君） 四十五番吉川寛康君。

〔四十五番 吉川寛康君登壇〕

○四十五番（吉川寛康君） 本日七時三十分頃、岩手県沖を震源とするマグニチュード六・九の地震がありました。被害の詳細については現在調査中のことと思いますが、被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは議長のお許しを頂きましたので、通告に従い大綱三点について順次質問させていただきます。

大綱一点目、本県の観光施策についてお伺いいたします。

内閣府が二月十六日に発表した二〇二五年GDPの速報値によると、個人消費や設備投資の人手不足による省力化需要や人工知能関連投資などの堅調さにより、名目の実額が前年比四・五％増の六百六十二兆七千八百八十五億円となり、五年連続の増加となりました。また、観光産業のGDPへの貢献額も、二〇二四年に約四十八兆円と過去最高に達し、二〇二五年もこの堅調さは維持され、五十兆円を超える規模になると推計されており、本年一月に観光庁が公表したインバウンド消費動向調査結果によると、二〇二五年の訪日外国人旅行消費額は、二〇二四年比一六・四％増の九兆四千五百四十九億円となり過去最高を記録しました。この訪日外国人旅行者の国内訪問先について、日本政府観光局の二〇二四年外国人旅行者の都道府県別訪問率で見ると、東京都の五一・五％を筆頭に、大阪府三九・六％、千葉県三六・六％、京都府二九・五％と、インバウンド好調エリアはほぼ固定化されている一方、本県は一・二％で第二十三位という低調な結果となっております。この実績値をエリア別に単純に足し合わせてみると、関東一〇〇・七％、近畿八五・六％、中部二四・四％、九州一九・七％の順になっており、他のエリアは全て一桁台、ちなみに東北は三・六％で、四国の一・八％に次いでワースト二位という結果となっております。国内におけるインバウンド需要の偏在化が顕著となっており、地域間格差の拡大が懸念されております。したがってインバウンド対策を市町村とも連携しながら計画的にしっかりと取り組んでいく必要がありますが、一方でこうしたインバウンドの現状を真摯に受け止め、東北地域全体としての売り込みも含め、より戦略性を持って今後の対策に当たっていく必要があると考えております。こうした視点に立ち本県の観光施策について、次の五点について御所見をお伺いいたします。

一点目は、東北全体での広域観光充実に向けた取組についてお伺いいたします。

コロナ禍で落ち込んだ仙台空港の利用率も近年大幅な改善傾向を示しており、現在の仙台空港の定期路線数は、国内線が八路線、一日当たり五十一往復、国際線が四路線、一週間当たり三十一往復と名実ともに東北の玄関口としてその役割を担っております。一方、先にも述べたとおり、インバウンド需要はまだまだ改善の余地が残された現状にあり、引き続き仙台空港の利用促進を図っていくと同時に、外国人旅行者にとって日本への主な訪問拠点空港である成田・羽田両空港からの誘客方法についても、戦略性を持つて東北観光推進機構やJＲ東日本などとも連携を強化して対応に当たりつつ、まずは本県を含め、東北地域の観光コンテンツや移動手段などの情報を積極的に発信していくこともまた重要と考えております。また、これまでも東北観光推進機構が中心となって、東北観光の広域連携について検討が進められてきておりますが、東北各県ともに、広域連携の推進については、総論としては賛同するものの、各県それぞれがメリットを主張しあう形となり、各論において利害の調整に至らず、広域的な相乗効果を発揮しきれていない現状にあると推察しております。世界から日本を見たとき、各論に終始して折り合いをつけず、外国人観光客の目線を意識していない現状の観光施策は直ちに改善すべきであり、四季折々の風光明媚な景観、新鮮で豊かな食材、そして東北人が生まれ持っているおもてなしの心など、ほかの圏域に負けないポテンシャルがこの東北地域には備わっていることに自信を持って、県ごとではなく東北全体で魅力度を上げながら、各論を超えた広域連携としての観光施策を力強く展開していくべきと考えます。これまでも議論を重ねてきている古くて新しい課題ではありますが、東北地域がインバウンドの受け皿になりきれていない現状を真摯に受け止めた上で、東北全体での広域観光充実に向けた今後の取組について、改めて御所見をお伺いいたします。

二点目は、ターゲットを絞った誘客対策とその戦略についてお伺いいたします。

本年三月に観光庁が公表したインバウンド消費動向調査結果によると、二〇二五年の訪日外国人旅行消費額を国籍・地域別に見てみると、一位は中国で二兆五十八億円、二位は台湾で一兆二千三十三億円、三位がアメリカで一兆千八百八十六億円となっております。また、外国人旅行者一人当たりの消費額で見ると、一位はドイツで三十九万二千二百五十一円、二位はイギリスで三十九万三千三百二十円、三位はオーストラリアで

三十八万六千五百十二円となっており、訪日外国人の人数はアジア諸国からの訪問が大半を占めておりますが、消費額で見れば圧倒的に欧米豪からの観光客が宿泊費をはじめとして、支出額が高い傾向にあることがうかがえます。現在、本県のインバウンド状況を考察すると、圧倒的に台湾からの旅行者が大半を占めており、リピーターとしての再訪の確率が極めて高く、また、再訪時には同じところではなく、別の場所を求めて旅行する傾向があるとともに、旅行費・宿泊費は抑え目である一方で、買物代の支出割合が高いことが特徴とされていることから、引き続き台湾からの旅行者に対しては丁寧な対応が必要と考えております。また、現在、誘客に力を入れている欧米豪の旅行者については、統計結果からまだまだ旅行者数そのものは発展途上であり、一人当たりの旅行支出が極めて高く、宿泊費では台湾の三倍、韓国の上倍といった統計データもあることから、今後の取組に期待を寄せる一方、県内の宿泊単価の高い高級ホテルなどの環境整備について、今後の課題になってくるものと考えております。このように外国人観光客の消費行動の特徴が国籍・地域別によってそれぞれ独自の特徴を有していることから、今後はこうしたデータ分析に基づいた、ターゲットを絞った戦略的な誘客対策を行っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。御所見をお伺いいたします。

三点目は、宿泊税の運用状況についてお伺いします。

議会における様々な議論を通じて、本県への宿泊税導入を決定し、本年一月十三日から具体の運用がスタートしました。インバウンド誘客合戦が国内で広く繰り広げられている中、遅れをとっている本県のインバウンド状況を背景に、インバウンド誘客とその環境整備、そして何より各圏域の観光地のおもてなし環境の整備と観光コンテンツの磨き上げなど、これまで十分な対応が行き届かなかった県内の観光分野の環境整備について、今後、抜本的かつ戦略性を持って対策が強力に進められていくことが大いに期待されております。本県の宿泊税を活用した事業においては、県と市町村との役割分担を明確に定めており、まずは県として戦略性を持った海外への情報発信や、仙台空港や仙台駅などからの各圏域への二次交通の整備などが期待されております。税負担者の視点に立てば、負担した宿泊税により、宮城県の交通の利便性や宿泊環境などの観光地としての魅力が目に見えて整備されていくことは理想の姿であり、リピーターとして再訪いただくためにも、引き続き、税負担者の期待を常に意識しながら、今後の宿泊税を活用

した各種施策を展開していくべきと考えますが、いかがでしょうか。導入から約半年が経過した現時点における宿泊税制度の運用状況も含め、御所見をお伺いいたします。

四点目は、仙台―成田便の運航再開に向けた今後の取組についてお伺いします。

昨年八月に国土交通省が発表した二〇二四年空港管理状況調書によると、日本の空港における国際線乗降客数は一億十万五千六百一人であり、落ち込んでいた乗降客数も大幅に回復し、コロナ禍前の二〇一九年とほぼ同水準となり、好調なインバウンド需要を背景に、現在もこうした好調をキープしている状況にあります。また、二〇二四年の国際線乗降客数を空港別に見てみると、一位が成田空港の三千九十一万千百二十一人、二位が関西空港の二千三百八十六万七千七百八十人、三位が羽田空港の二千二百九万二千二百一十一人であり、次いで福岡空港八百三十二万二千六百五十三人、中部国際空港四百五十九万三千百三十七人、新千歳空港三百五十三万二千六十二人の順になっており、仙台空港は四十七万六千六百六十六人で第八位という実績結果となっております。この数字からもうかがえるように、インバウンド旅行者が乗り入れる空港は、成田、羽田、関空の三つがこの大部分を占めており、特に最も国際線乗降客数の多い日本の玄関口でもある成田空港からの国内線乗り継ぎは、インバウンド需要を高めていく上で極めて重要な役割を担うことが期待されております。したがって、コロナ禍前の就航路線の中で唯一運休のままとなっている仙台―成田便については、これまで以上に県を挙げて早期の路線復活を目指し、全力で取り組んでいくべきと考えますが、いかがでしょうか。御所見をお伺いいたします。

五点目は、アウトバウンドの促進についてお伺いします。

航空路線の充実を図っていくためには、航空会社の戦略も意識して今後の対応を進めていく必要があります、インバウンドの推進と同時に、我が県として大きな課題となっているアウトバウンドについても真剣になって取組を強化していく必要があります。これまでパスポートを新規に取得して、仙台空港発着の往復航空券を購入した場合に、最大一人当たり一万円をサポートするといったキャンペーンなどが行われてきましたが、かつては若者だけを対象としていたものを、昨年度は全世代を対象を広げるなど、成果拡大に向けた努力は感じつつも、仙台空港以外からの乗り入れで海外航空券を購入した際にも一部補助対象に加えるなど、長い目で見て仙台空港からの海外渡航の実績拡大につ

ながる施策を、あらゆる角度から検討していくべきと考えるところに、一度原点に立ち返り、まずは県内の若者にターゲットを絞り、旅行ニーズ調査の実施やヒアリングの機会の創出など、机上論から脱却し実態に合った施策としてその効果が上がるよう、今後の取組を抜本的に改善していく必要もあると考えております。また、現在、インバウンドは経済商工観光部、アウトバウンドは土木部が所管して対応に当たっておりますが、これをシンプルに一つの部署に一体化させ、トータルで観光施策を推進していく体制に改編すべき時期に差しかかっているのではないかと考えます。仙台空港の定期便の安定的な運行継続と今後の充実、同時に、就航する機体の将来的な大型化など、仙台空港の発展には、乗降客数の「入り」だけではなく、「出」も加えた総数の確保は喫緊の課題であるため、空港の整備や周辺自治体との調整はそのまま土木部が担うこととしつつ、アウトバウンドの取組だけは経済商工観光部が担うといった新体制に移行することについて、県としての御所見をお伺いいたします。

大綱二点目、学校環境も含めた子供たちの健全育成と若者支援についてお伺いいたします。

次代を担う宮城の子供たちの健全育成については、言うまでもなく県として取り組む重要な施策であります。子供たちは将来を担うかけがえのない地域の宝であり、大人へと成長する過程においては、学校教育の果たすべき役割は極めて大きく、子供たち一人一人が郷土に誇りを持ち、自己肯定感や自立性の高い人格へとしっかりと形成していくことは、教育関係者のみならず県行政全体の大きな課題であります。また、近年、核家族化が進展し、地域における様々な形での交流についても、コロナ禍も影響して年々希薄になってきております。こうした地域の実情を背景に、地域全体としての子供たちの健全育成を育む環境が難しくなってきた状況にあるため、今後は家庭を中心に学校と地域が連携し、社会全体で地域の宝である宮城の子供たちの成長をしっかりと見守っていく体制を維持できるよう、従来以上に知恵を絞って対応していく必要があります。教育は国家百年の大計でもあり、教育の果たす役割は時代が変わっても変わるものではなく、これからの宮城を語る上で、学校教育環境の充実は極めて重要なテーマであることは言うまでもないため、子供たちの健全育成も含めた環境整備については、県の厳しい財政事情があったとしても、将来に向けた投資的な取組として、これからも県の責任

でしっかりと進めていく必要があります。また、深刻な人口減少社会に際し、これからの宮城の将来を担う若者の県内での活躍の場の創出は喫緊の課題であり、教育段階から社会人として活躍するまでの間を、全庁を挙げて一貫性を持って強力にその環境を整備していく必要があると考えております。こうした視点に立ち、宮城の子供たちの健全育成と若者支援について、次の五点について御所見をお伺いいたします。

一点目は、児童生徒の運動能力維持の在り方についてお伺いします。

児童生徒が心身ともに健康で、授業に集中できるしつかりとした体力を養っていくことは、学校教育の基本であり、新・宮城の将来ビジョンで掲げた、社会全体で支える宮城の子ども・子育てを実現していく上でも極めて重要であると考えております。毎年スポーツ庁による小学校五年生と中学校二年生を対象とした「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が行われておりますが、総じて我が県の児童生徒の運動能力については課題が残されたまま推移してきているものと考えます。こうした中、現在、国主導で中学校の部活動指導の地域展開が進められており、今年度からの三か年で公立中学校の休日の部活動を地域で行う環境を整え、可能なところから平日の段階的な移行も進められることとなっております。昔から文武両道とはよく言われてきましたが、今後は、こうした当たり前の大切なものが形骸化していかないか心配するところでもあります。部活動指導と体育授業が別物と言われればそれまでですが、こうした背景を踏まえた県教育委員会の文武両道の認識も含め、児童生徒の運動能力維持の在り方について、御所見をお伺いいたします。

二点目は、理系離れの是正と算数・数学の指導の在り方についてお伺いします。

毎年実施されている全国学力・学習状況調査の中で、我が県の児童生徒の算数・数学の平均正答率は、これまで全国平均を下回る結果で推移してきております。中学校での数学は、小学校低学年からの積み上げが必要とされる教科であることから、一般的に、小学校で算数が嫌い、あるいは苦手となってしまうと子供たちは、その後の数学も苦手となってしまう場合が多い傾向にあるため、改めて児童生徒一人一人の習熟状況の丁寧な把握に努めること、そして、つまづきかけたときには、その都度きめ細やかな指導に努め、苦手意識の固定化を未然に防ぎ、分かる楽しさを実感させる成功体験の積み重ねが重要と考えております。また、現在、全国的にも理系離れが進んでおり、我が県にお

いてもその傾向が顕著になってきており、地域経済を支えるものづくり産業を担う将来のエンジニアの確保という点では、今後大きな課題になっていくものと考えます。したがって、算数・数学の指導の在り方をいま一度再検証し、授業内容の習熟度の把握に努め、児童生徒のつまずきを未然に防ぎながら、理系離れの今のトレンドを解消していく取組を進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。御所見をお伺いいたします。

三点目は、学校での個別案件対応スキーム運用についてお伺いいたします。

令和六年六月議会の一般質問で、学校と弁護士との更なる連携の必要性について質問し、保護者対応も含めた個別案件の学校側対応に当たっては、顧問弁護士に相談できる体制を整えてきており、問題を深刻化させないためにも初動対応が重要との回答を頂きました。情報化の進展で様々な情報が飛び交い、個人の権利が声高に主張される現代社会においては、学校で表面化している保護者間の個別案件を深刻化させないためにも、対応の入り口段階から弁護士などの専門家に入ってもらうなど、法的知見に基づく初期対応の標準化を図り、保護者行動に対する客観的かつ納得性の高い合理的理由をもつて初動対応に当たり、問題の妥当性や解決の方向性を決定するような運用に一本化すべきと考えますが、いかがでしょうか。

学校の地域性や担当教師のスキルの違いに依存することなく、課題を解決に導く個別案件対応スキームの運用についての御所見をお伺いいたします。

四点目は、インターネットリテラシー教育の在り方についてお伺いします。

情報化社会の進展により、様々な有益な情報がいつでもどこでも簡単に入手できるようになった利便性の享受の反面、インターネット空間に蔓延する偽・誤情報にもさらされており、常に正しい情報を見極める能力が必要になってきております。特に有事の際には、こうした偽・誤情報の格差が顕著となり、心身ともに傷ついた状態から再び立ち上がるとしている被災者の心に容赦なく襲いかかってくることであり、結果として、復旧・復興を阻害する情報災害と呼ぶべきリスクを有しております。また、令和の時代を生きる子供たちにとっては、幼い頃からスマートフォンは身近な物として存在しており、スマートフォンから得られるインターネットやSNSなどの情報に日々接しておりますが、時にスマートフォンへの依存度の高まりやSNSによるいじめ事案が発生するなど、情報化社会の弊害とも言える事案の頻度が年々高まってきております。こうした

背景から、インターネットリテラシーの普及拡大は必要不可欠であり、特に子供たちに対するリテラシー教育の充実強化は喫緊の課題であると考えておりますが、いかがでしょうか。

我が県のインターネットリテラシー普及の現状評価と、今後の子供たちに対するリテラシー教育の在り方について御所見をお伺いいたします。

五点目は、若者の創業支援対策についてお伺いします。

若者の県内定着を進めていくためにも、県内企業への就職率を高めていく取組を進めていく一方で、自ら創業して地域に貢献していくことを考えている若者のニーズをしっかりとサポートしていく取組もまた重要と考えており、若い頃から創業に向けた志を育んでいくためにも、学校教育段階から創業して活躍している事例を紹介するなど、将来の職業選択の幅を広げ、自分のやりがいや可能性を自ら考えるきっかけづくりにつながるような取組を進めていくべきと考えております。次代を担う子供たちには無限の可能性があります。そして、こうした可能性を具現化していくためには、学校教育段階からの正しい情報の提供と、一人一人の将来の夢をしっかりと聞き入れながら、柔軟な職業選択を可能とする教育指導を行っていくことが極めて重要と考えます。また、創業支援を進めていく上で大きな壁となっているのが自己資金の確保と言われており、愛知県や福岡県の取組にも代表されるように、行政の積極支援の有無がこうした若者の起業の実現に直結すると言っても過言ではありません。これまでも県としては、創業相談のワンストップ窓口であるテクスタ宮城、みやぎ創業サポートセンターを中心に、若者を含めた創業支援対策を行ってきておりますが、今後は、次代を担う若者の県内での創業支援の在り方などについて、大学等との連携による学生起業家へのシード資金の提供や伴走の役割も充実させながら、更なる対応窓口の強化を図っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。御所見をお伺いいたします。

大綱三点目、鳥獣被害対策についてお伺いします。

昨年は全国的に熊の出没や被害が相次ぎ、これまでにないほど社会的に大きな関心が寄せられることとなり、国としても令和六年四月に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の省令が改正され、熊類が指定管理鳥獣に指定されるとともに、昨年十一月には鳥獣保護管理法が改正されることとなりました。また、昨年は山間部か

ら市街地へ熊が侵入する事例が増加し、住宅地で人が熊に襲われる被害が急増する事態にまで陥り、自治体としても緊急の体制整備が求められることとなりました。こうした昨年の熊出没の背景として、ブナやドングリなどの記録的な不作をはじめ、耕作放棄地の広がりや里山の荒廃に伴う人と動物の生活境界線の環境変化もありますが、多くの識者も指摘しているとおり、熊の生息数そのものの増加もその要因の一つであると考えております。今年も春先から県内各地で熊の目撃情報が後を絶たない状況となっておりますが、こうした熊被害の中、今後の安全安心の生活を担保していく上でも、国の方針に基づき、行政がしっかりと生活者の命となりわいを守るといった大きな責任と覚悟を持ちながら、今後の対策を進めていく必要があると考えております。こうした視点に立ち鳥獣被害対策について、次の三点について御所見をお伺いいたします。

一点目は、県として管理するゾーニングの考え方についてお伺いします。

現在、ツキノワグマの保護の管理については、環境省が示すガイドラインに基づき、出沒頻度、被害件数、土地利用の類型、人口密度、移動経路の危険度などの評価指標等によりゾーニングが定義されていると思いますが、実態に即して不断の見直しを図っていく必要があると考えております。本来、熊と人間は生活するエリアが明確に分かれており、里山がその緩衝帯としての役割を果たしていたものと考えますが、さきにも述べたとおり、人口減少を背景に里山の荒廃が全国的にも顕著になっていることから、里山の在り方や新たな緩衝帯の整備を検討していくべきと考えますが、いかがでしょうか。市町村との連携の在り方も含め御所見をお伺いいたします。

二点目は、市街地出沒時の通り道となっている河川の環境整備についてお伺いします。

ツキノワグマは本来臆病な動物と言われており、市街地の出沒の際には、人目を避けて雑草が生い茂って姿を隠すことができる河川を通り道にしていると指摘されております。近年の温暖化の影響もあり、河川の雑草は気温の高さに比例して生い茂る結果となっており、定期的な除草は、費用面でもマンパワー面でも大きな負担となっておりますが、今後のツキノワグマの行動を制限し、市街地の出沒を未然に防ぐ観点からも、河川を獣道化させないための防災と防獣の観点を融合させた新たな維持管理が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

従来の河川整備とツキノワグマ対策と二面性を持った、今後の市街地付近の河川の環境整備の方向性について御所見をお伺いいたします。

三点目は、ハンター養成とその環境整備についてお伺いします。

本年三月、秋田県にて県内に生息するツキノワグマ個体数は推定でおよそ三千九百頭とする調査結果が公表されました。これは昨年、一昨年と全国的にもツキノワグマ被害が最も甚大であったことを背景に、抜本的な対策を講じるための準備として、二年間かけて山林に設置した、合わせて百二十台の自動撮影カメラによるカメラトラップ手法にて、精度の高い個体数調査を実施した結果であり、今後は、早期に新たな管理強化ゾーンを設定し、具体的管理捕獲を進めていく方針とのことであります。また、今年度には二人のガバメントハンターを採用し、行政主導で将来的には六人に増やすことを目指しているとのことであり、秋田県のツキノワグマ対策に対する強い覚悟が感じられ、本県としても参考にすべきと考えます。また、本県においても、ハンター養成は喫緊の課題ですが、猟銃の所持許可申請の際の警察の厳格な管理がネックとなり、ハンターに関心を持ったとしても最終的に取得を諦めてしまうケースもあると伺っております。本年二月に、宮城県猟友会の要望に対し、村田町にある県クレー射撃場にライフル射撃場を併設する形で整備する方針が示され、ハンター養成に向けた環境が整備されようとしている今だからこそ、高い志を持ってハンターに名のりを上げようとしている県民がしっかりと免許を取得し、その後のスキルアップへと展開していけるよう、ハンター養成とその環境整備に努めていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。御所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 吉川寛康議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず、大綱一点目、本県の観光施策についての御質問にお答えいたします。

初めに、東北全体での広域観光の充実に向けた取組についてのお尋ねにお答えいたします。

東北地方のインバウンドは全国的に低いシェアにとどまっており、その向上のためには、東北全体が一体となり、相乗効果を発揮していくことが重要であると考えております。そのため東北観光推進機構では、第六期中期計画において、外国人宿泊者数を令和七年の三百十一万人泊から令和十年に五百二十三万人泊に引き上げる目標を掲げ、広域観光ルートの形成による長期滞在の促進や、観光消費額が高い欧米豪市場への本格参入などに取り組むこととしております。我が県においても、東北一体で欧州からの誘客プロモーションを推進すべく、昨年度からフランスのパリに派遣した職員がエバー航空と連携し、今月には青森空港や仙台空港を活用した台湾経由の現地旅行会社の招請を行ったところでもあります。パリの現地旅行会社の招請を行ったということでございます。東北地方には、他の地域にも引けをとらない観光のポテンシャルがあることから、この強みを生かし、東北はひとつの認識の下、一体となったインバウンド誘客を推進するため、各県知事と連携を図りながら東北の魅力を広く世界に発信してまいります。

次に、宿泊税の活用施策と運用状況についての御質問にお答えいたします。

宿泊税の使途につきましては、昨年度の観光振興会議において、納税者となる宿泊者の利便性向上に直接寄与する施策が重要であるとの御意見を多数頂いたところであり、観光事業者のみならず、納税者の期待に添えていくことも大変重要な視点であると認識しております。そのため、今年度の宿泊税充当事業では、二次交通対策を柱に据えて、レンタカー利用助成や地方部を周遊するバスツアーの造成、民間地図サイトに対する多言語での運行情報の提供、主要観光地のWi-Fi整備や観光案内版の多言語化を実施するなど、宿泊者の円滑な移動をサポートしていくこととしております。県といたしましては引き続き、宿泊事業者等、観光関係者の皆様からの御意見も参考にしつつ、税負担者の期待を常に意識しながら、効果的な施策の展開に努めてまいります。なお、宿泊税の運用については、宿泊事業者の皆様の御理解と御協力によりトラブルは報告されておらず、また、税収も見込みどおりであり順調であると考えております。

次に、成田便の早期復活についての御質問にお答えいたします。

国内最大の国際路線数を有する成田空港を結ぶ仙台―成田線については、令和二年四月から運休が続いておりますが、インバウンドはもとより、東北各地から国際線乗り継ぎの利便性向上など、アウトバウンドの観点からも重要な路線であると認識しており

ます。このため県では、仙台国際空港株式会社とともに、成田空港に就航する航空会社を訪問し、運行再開や新規就航について継続的に働きかけてまいりました。各社からは、機材不足や新幹線との競合等に加えまして、昨今の不安定な国際情勢に伴う燃油価格の高騰などの課題もあると伺っております。県といたしましては、本路線が東北全体の交流人口の拡大や地域経済の活性化に大きく寄与することから、引き続き一日も早い運行再開に向けて、仙台国際空港株式会社など関係機関と連携しながら、私自らも精力的に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、アウトバウンドの促進に向けた体制についての御質問にお答えいたします。

航空路線の維持・拡大にはアウトバウンドとインバウンドの取組を両輪で進めていくことが効果的であると認識しております。仙台空港については、平成二十八年の民営化以降、運営権者である仙台国際空港株式会社が路線誘致や利用促進に主体的に取り組んでいるところであります。空港民営化を行っている熊本県や福岡県などの他の自治体においては、空港整備、路線誘致、アウトバウンド促進及びインバウンド誘客などの関連業務について、複数の関係部局がそれぞれの役割に応じて連携し利用促進に取り組んでいる例が見られます。我が県でもアウトバウンドの更なる促進に向けて、経済商工観光部においては、海外への教育旅行などを通じた学校間の相互交流等を推進しているほか、土木部では、航空路線の誘致に加え、空港の受入れ体制整備、騒音対策など地域課題の解決に取り組んでいるところであります。県といたしましては引き続き、両部がしっかりと連携しながら、仙台国際空港株式会社とともに、仙台空港の更なる利用促進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大綱三点目、鳥獣被害対策についての御質問のうち、ハンター養成に向けた環境整備についてのお尋ねにお答えいたします。

ツキノワグマの個体数削減など、有害鳥獣の計画的な管理を進めていく上では、その担い手となるハンターの確保・育成が何よりも重要であると考えております。このため県では、狩猟免許の取得を希望する方の試験合格をサポートする養成講座や、免許取得後の技術向上を目的とした実地研修などに取り組んだ成果として、最新となる令和六年度末時点の県の狩猟免許所持者数は、十年前の約一・六倍となる四千四百四人まで増加しております。また、今年度からは免許試験の回数を年六回から八回に増やすなど、

免許取得機会の拡充を図り、更なるハンターの確保に努めているところであります。県といたしましては引き続き、こうした取組を積み重ねていくとともに、市町村や猟友会等と連携しながら、熊などの大型鳥獣の捕獲に必要なライフル射撃訓練施設の整備にも鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 環境生活部長石川佳洋君。

〔環境生活部長 石川佳洋君登壇〕

○環境生活部長（石川佳洋君） 大綱三点目、鳥獣被害対策についての御質問のうち、ツキノワグマに対する県のゾーニング管理についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県は、仙台市などの都市部でも豊かな森が広がっているほか、山間部にも集落が点在するなど、人と熊の活動域が近接していることから、熊の出没抑制に向けたゾーニング管理の強化が重要な課題であると認識しております。このため、環境省のガイドラインや市町村、外部有識者の意見を参考にしながら、県による捕獲事業等を通じて、熊の移動ルートとなる河川や里山などのうち、特に対策を講じるべき管理強化エリアを設定するなど、県のツキノワグマ管理計画を今年度中に改定することとしております。特に里山については、耕作放棄地の発生を防止するため、国の交付金を活用し農地の刈り払い等の適切な維持管理を支援するとともに、市町村や関係者を対象とする研修会の開催など、熊対策への理解醸成に努めてまいります。このほか、熊の生息地である奥山を対象とした針広混交林化や広葉樹林への誘導等の生物多様性に配慮した森づくりも中長期的に進めるなど、人と熊とのすみ分けの実現に向けても、しっかりと取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 経済商工観光部長末永仁一君。

〔経済商工観光部長 末永仁一君登壇〕

○経済商工観光部長（末永仁一君） 大綱一点目、本県の観光施策についての御質問のうち、地域別の特徴やデータに基づく戦略的な誘客対策についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県では、観光施策の企画立案に当たっては、スマートフォンの位置情報をもと

にした東北観光推進機構の東北データマネジメントプラットフォームや、JNTOの海外市場別調査等を常に活用しているところです。それらによると、台湾市場では、個人旅行客が増加傾向にあり、また、再訪率が高いものの、その滞在が仙台市周辺に偏っている傾向にあることから、SNSやインフルエンサーを活用した情報発信を進めるとともに、レンタカー助成やツアーバス造成等の二次交通対策を展開し、地方部への送客を強化していくこととしております。また、欧米豪市場については、東北の認知度が低いこと、オンラインでの旅行手配等を行う若年層が多いことから、昨年度からパリに職員を派遣し、現地旅行会社等を対象としたセミナーを実施したほか、今年度はオンライン旅行サイトに特化したプロモーションも予定しております。引き続きデータ分析に基づいた企画立案や施策の改善を行いながら、東北一体となった海外市場向けプロモーションに取り組むことにより、より多くの外国人観光客に選ばれる観光地を目指してまいります。

次に、大綱二点目、学校環境も含めた子供たちの健全育成と若者支援についての御質問のうち、若者の創業支援の対応窓口の強化についてのお尋ねにお答えいたします。

自ら創業し地域に貢献しようとする若者への支援は、若者の県内定着を進めていく上で大変重要な取組であると認識しております。県では宮城創業サポートセンターやテクスタ宮城を設置し支援に努めてまいりました。昨年度は、創業資金支援が四十三件、相談支援が六十八件、マッチングが六十四件となっておりますが、総じて中高年層の利用が多いものと認識しております。若者は、熱意や行動力、社会の変化を捉える力に優れており、社会課題解決のためにも積極的な創業が期待されることから、県では、県内各大学に赴き、学生の創業ニーズの把握に努めているところです。今後、更なる掘り起こしに向けては、県内各大学に対し起業家育成の取組を働きかけるとともに、大学主催のビジネスコンテストにおいて、参加者等に対し県及び関係機関の支援制度や窓口を紹介し、更にはサポートセンター等において、若者を対象とした相談会を開催するなど、若者の創業を積極的に支援してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 土木部長齋藤和城君。

〔土木部長 齋藤和城君登壇〕

○土木部長（齋藤和城君） 大綱三点目、鳥獣被害対策についての御質問のうち、河川の環境整備の方向性についてのお尋ねにお答えいたします。

河川の維持管理については、河川維持管理計画に基づき、除草は年一回を基本として実施しているほか、支障木伐採は河道断面の確保を目的に、国の国土強靱化予算や有利な起債制度を活用しながら計画的に実施してきたところです。このような中、昨年度、熊出没警報が発令され、河川が熊の移動ルートとなっていたとの指摘もあったことから、県では、市町村と調整し、二十一河川、三十八か所を対象に、昨年十一月から緊急的に河道内のやぶの刈り払い等を実施したところです。また、除草に当たっては、現場作業の省力化や安全性を確保するため、遠隔式草刈り機の導入を令和六年度から順次進めており、今年度は更に二台配置することとしております。県といたしましては、良好な河川空間の確保はもとより、市街地への熊の出没を未然に防ぐ観点も含め、引き続き関係部局や市町村と緊密に連携するとともに、必要な予算をしっかりと確保しながら、適切な河川の維持管理に鋭意取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 教育委員会教育長小野寺邦貢君。

〔教育委員会教育長 小野寺邦貢君登壇〕

○教育委員会教育長（小野寺邦貢君） 大綱二点目、学校環境も含めた子供たちの健全育成と若者支援についての御質問のうち、文武両道の考え方と児童生徒の運動能力維持についてのお尋ねにお答えいたします。

学校教育における文武両道は、学業とスポーツが互いに影響を与え合い、生涯にわたって学び健康を維持する、生きる力を育むことであると考えており、児童生徒の心身の健全な成長に大きな役割を果たしているものと認識しております。現在、市町村と連携して進めている部活動の地域展開は、単なる活動主体の移行ではなく、多様なスポーツ活動に生徒が主体的に親しむ機会になると捉えております。県教育委員会では、児童生徒の運動機会の創出や運動に対する興味・関心を高めるため、体力向上コーディネーターによる小中学校への訪問指導や、地域センター員を中心とした学校間連携などによる授業改善などに取り組んできたことにより、児童生徒の体力・運動能力はここ数年改善傾向にあります。今後も、学校における体育授業の質的向上を図り、児童生徒が生涯

にわたってスポーツに親しむ資質や能力を確実に育成するとともに、運動に親しむ機会が減少している場合や運動を苦手とする児童生徒に対しても、丁寧なフォローアップを行うことで、体力・運動能力の維持向上が図れるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、算数及び数学の指導の在り方についての御質問にお答えいたします。

算数及び数学は、小学校低学年からの積み上げが大事とされる教科であり、問題を解くことに対する楽しさや達成感を味わわせながら、確かな学力を定着させることが肝要であると認識しております。各学校におきましては、少人数からなる習熟度別の学習形態も取り入れ、きめ細かな指導を行っており、つまずきを感じている児童生徒には、丁寧な声掛けや個別指導等を行っているところです。更に、昨年度からは、小学校での取組として、モデル校十校を対象に指導主事が年間を通して伴走型で支援を行うとともに、積極的にＡＩドリルを活用して理解の定着を図る、みやぎの算数教育改善プラン事業を実施しております。これにより、教員が児童一人一人の理解度を的確に把握し、個に応じた指導が効果的に行えるようになってきており、子供たちの苦手意識の克服や成績の向上につながっているほか、教員の手応えや満足感も高まっております。こうした取組成果は、今年度から他の小学校にも横展開しており、今後更に中学校にも広げてまいります。県教育委員会といたしましては、こうした成果も踏まえながら、算数及び数学の授業改善に一層力を入れていくこととしており、県内外の優れた取組事例も取り入れながら、更に研究を重ねてまいりたいと考えております。

次に、保護者間の個別案件への対応についての御質問にお答えいたします。

学校においては、いじめ問題や生徒指導上の諸問題が複雑化・多様化しており、個々の状況に応じた迅速かつ適切な初期対応が、事態の深刻化を防ぐ上で重要であると認識しております。県内の公立学校においては、随時スクールロイヤーに対面またはオンラインで相談できる体制が整えられておりますが、昨年度からは、その申請手続を簡略化するなど、更なる充実に努めてまいりました。しかしながら、スクールロイヤーへの相談に至るまでに時間のかかるケースも見受けられ、話合いがこじれる原因ともなっていることから、特に初期対応において改善の余地があるものと認識しております。県教育委員会といたしましては、事態を深刻化させないためにも、各学校が早い段階でスクールロイヤーにアクセスできるよう、各学校に対して周知徹底するとともに、更なる

改善に向けて、弁護士会をはじめとする関係機関と協議を進めてまいります。

次に、インターネットリテラシー普及の現状評価とリテラシー教育の在り方についての御質問にお答えいたします。

社会全体のデジタル化が進展する中、児童生徒のインターネット利用が学習活動に欠かせないものとなっている一方で、SNSの利用により事件や犯罪に巻き込まれる事案が増加しており、強い危機感を持っております。県教育委員会では、現在、各教科において情報リテラシーの育成を図るとともに、教職員向けのガイドブックや保護者向けの啓発リーフレット、更には短時間で情報モラルを学べる「六十秒情報モラル」動画などの独自教材を活用し、情報リテラシー向上に努めているところです。児童生徒を取り巻くデジタル環境は極めて変化が早く、これに合わせてリテラシー教育の改善に常に取組んでいく必要があることから、県教育委員会としましては、引き続き関係機関と緊密に連携しながら、児童生徒が適切な情報モラルを身につけ、情報や情報技術を正しく安全に活用できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 四十五番吉川寛康君。

○四十五番（吉川寛康君） 御答弁ありがとうございます。鳥獣被害対策について再質問させていただきます。

本年二月、環境省は都道府県が熊対策で保護や管理の計画を策定する際のガイドラインの改定案を公表しました。個体数が増加していることから、これまでの保護を重視した基本方針を転換し個体数管理を強化することが明記されており、成獣四百頭以上の個体群の場合は、被害状況を踏まえた適正な目標頭数を設定して捕獲などを進める方針となっており、成獣百頭以上四百頭未満の場合でも被害が恒常的に発生している場合は、自然増加率を超えない範囲で捕獲することも可能としております。本県においては、現在、令和四年三月に策定した第四期宮城県ツキノワグマ管理計画に基づいて熊の管理が行われており、県内推定生息数を三千百四十七頭としているものの、実態とは大きな乖離があるものと考えております。現在、令和九年からの次期管理計画の策定を行っていると思いますが、今月下旬から環境省が県境をまたいだ東北地域の広域調査を実施し、年度内にその結果が公表されるとの報道もありますが、なるべく早期に実態に合った今

後の個体数管理を行っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。策定スケジュールも含め、今後の対応方針について御所見をお伺いします。

○議長（佐々木幸士君） 環境生活部長石川佳洋君。

○環境生活部長（石川佳洋君） 御指摘のありましたとおり、熊は県境をまたいで移動するために、いわゆる保護管理ユニット単位で精緻な個体数を把握し適正な頭数に近づけるよう、広域的かつ計画的に捕獲を進める必要があります。国によりまずユニット単位の調査結果が今年度末という見込みになっておりますので、このため答弁で申し上げましたけれども、今年度改定を予定しております、県の鳥獣保護管理事業計画では、今年三月公表のクマ被害対策ロードマップにおいて、国から示された暫定捕獲目標であります、各県による推定個体数の中央値に二割を乗じた値を参考値として、県の諮問機関等の御意見を伺いながら作業を進めていくこととしております。

○議長（佐々木幸士君） 四十五番吉川寛康君。

○四十五番（吉川寛康君） 熊は山だけに生息するといった、これまでのある意味の性善説はもはや通用しなくなってきたのかと思っております。山で餌がなければ里に出没する行動を繰り返すことが今後も危惧されます。昨年、補正予算にて民家で管理し切れなくなった柿や栗の木のいわゆる誘引木撤去が行われましたが、自治体職員の人数によるマンパワー不足、あるいは限られた時間内での対応であったことなどから、撤去ニーズはまだまだあるものと考えております。市町村に対する各地方振興事務所の積極的な支援も含め、誘引木の再度の実態調査を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。御所見をお伺いします。

○議長（佐々木幸士君） 環境生活部長石川佳洋君。

○環境生活部長（石川佳洋君） 熊の出没防止対策として有効となりました誘引木の伐採につきましては、昨年度から環境省の指定管理鳥獣対策事業の交付金の対象とされておりますが、例年、国によりまず交付金の要望額の消化が非常に短期間で行われるため、一部の市町村からは、十分な対策の検討ができないということで、追加での伐採の事業を行いたいとの要望を受けているところでございます。こうした声を受けまして県からも国に対し、対策予算の追加措置について強く求めてきたところでございますが、つい先日になりますけれども、国から伐採事業を含む熊対策の追加交付を行う予定との連絡

がありましたことから、地方振興事務所とも連携しながら、市町村に対します事業の要望調査を進めていくこととしてございます。

○議長（佐々木幸士君） 四十五番吉川寛康君。

○四十五番（吉川寛康君） ぜひ引き続き実態に即した形で誘引木の撤去が進むよう取組をお願いしたいと思います。

また、同じ誘引木は誘引木ですが、いわゆる所有者不明の誘引木、これがまた一つ大きな課題となつていと思います。基本的に、当然、勝手に撤去ができません。手つかずのまま現在放置されている現状にあり、地域によつては、せっかくコミュニティの中で全てをゾーニングして撤去を進めたとしても、所有者不明の誘引木が残れば、それ一つのために、熊がそれに起因して呼び寄せることにもつながるため、地域全体の総意としての対応の大きな足かせになっている部分も多々あるかと思つてございます。地域の命となりわいを守る観点からも、所有者不明であっても、誘引木をこのまま放置され続けるといったことは非常に問題だろうと思つておりますので、難しい問題であるのは分かりますが、国と調整を図り超法規的な対応が講じられるよう、県としても前向きにこの対応の道筋を探っていくべきと考えますが、御所見をお伺いします。

○議長（佐々木幸士君） 環境生活部長石川佳洋君。

○環境生活部長（石川佳洋君） 誘引木の伐採におきましては、所有者の特定や伐採の同意が必要となりますけれども、所有者不明の放任果樹木の伐採につきましては国から明確な方針が示されておりません。また、既存の法令等に基づく手続になりますと多大な時間と労力を要しますことから、県としましては全国的な課題として捉え、手続の簡素化など制度の弾力的な運用を求めていく必要があると考えております。このため昨年十一月、北海道東北地方知事会を通じ、国に対して所有者不明の誘引木伐採について、所有者不明土地管理制度などの弾力的な運営を図るよう、要望したところでございます。引き続き、他県と連携しながら国に働きかけてまいりたいと考えております。